

# 檀原市立耳成南小学校いじめ防止基本方針

(令和5年11月1日改訂)

## 1 学校の方針及び改訂について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみでなく、広く子どもの人権を侵害する行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、全ての教職員が、学校教育全体を通して、児童等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指します。

### 改訂までの経緯

平成25年より「いじめ防止対策推進法」が施行され、それに伴い檀原市では「いじめ防止基本方針」が策定されました。今回、令和5年に改訂された檀原市の「いじめ防止基本方針」の趣旨及び奈良県の方針を踏まえ、本校でも、「耳成南小学校いじめ防止基本方針」を改訂しました(令和5年9月)。

教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めます。

## 2 いじめの問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法では次のように規定しています。

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ対策についての基本的な考え方

#### ○いじめは重大な人権侵害である

いじめは、児童生徒の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害です。いじめ防止等の対策により、全ての児童生徒の人権が十分に守られ、子どもが安心して学校生活を送れるよう、学校・保護者・地域が手を携えて取り組みます。

#### ○互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を築く

本校では、児童にいじめが重大な人権侵害であることを理解させるとともに、一人ひとりがいじめの問題を考え、主体的に防止に向けて行動を起こし、互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を構築することを目指します。

#### ○地域社会全体で取り組む

いじめを生まない土壌づくりのため、本校は、保護者・地域の皆さまをはじめ、市、教育委員会、警察等とも連携・相談しながら、地域社会全体でいじめの防止・問題の克服に取り組みます。

### 3 いじめ防止のための取組

#### 【未然防止】

- ・教職員が一人一人の子どもに寄り添い、子どもの声を受け取る、温かく・ぬくもりのある教職員集団をつくります。
- ・子どもの主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することで、子どもの居場所づくり、絆づくりを行います。
- ・子ども自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進めます。
- ・教職員間で学年度の引継ぎや共通理解が効果的にできるよう工夫し取り組みます。
- ・児童が情報モラルや情報リテラシーを身に付け、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする態度を育む教育を推進し、保護者への啓発にも努めます。
- ・家庭地域への学校基本方針の周知を図るとともに、日頃から学校・家庭・地域との連携・協力関係を築きます。

#### 【早期発見】

- ・日常的に子どもとの信頼関係を構築し、小さな変化を見逃さないように留意します。そして、日頃より子どもの話を傾聴するなど相談しやすい雰囲気を作ります。
- ・「いじめアンケート調査」を定期的実施し、本人の申告だけでなく、周りの児童などからの気づきからもいじめの早期発見に努めます。
- ・「心理相談員」の紹介や、いじめの相談窓口があることを日常的に学校に掲示するなどして、子どもや保護者に周知します。
- ・「生徒指導夕会」を行い、学級の様子などを全教職員で情報共有し、複数の目で見守ります。

#### 【いじめへの対処】

- ・いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行います。解決に向けて、事実関係を時系列に正確に把握し、一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的対応を行います。
- ・当事者の子どもの話を十分に聴き取り、児童生徒の気持ちを尊重した対応を心がけます
- ・加害児童については、その行為について厳正に指導するとともに、内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛け、その立ち直りを支援します。
- ・事案に応じて、市教委、警察等、関係諸機関に連絡・相談し連携します。

#### 【再発防止】

- ・いじめは再発しやすいことから、いじめが解消されたとみられる場合も、いじめを受けた児童の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によるPTSD傾向を示したりすることが考えられます。場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行い、教職員間で情報を共有し、いじめを受けた児童の観察を継続して行います。
- ・校内の「いじめ問題対策委員会」で事案から見えた課題を明らかにし、対策を検討し再発防止に取り組みます。

## 4 いじめ防止のための体制

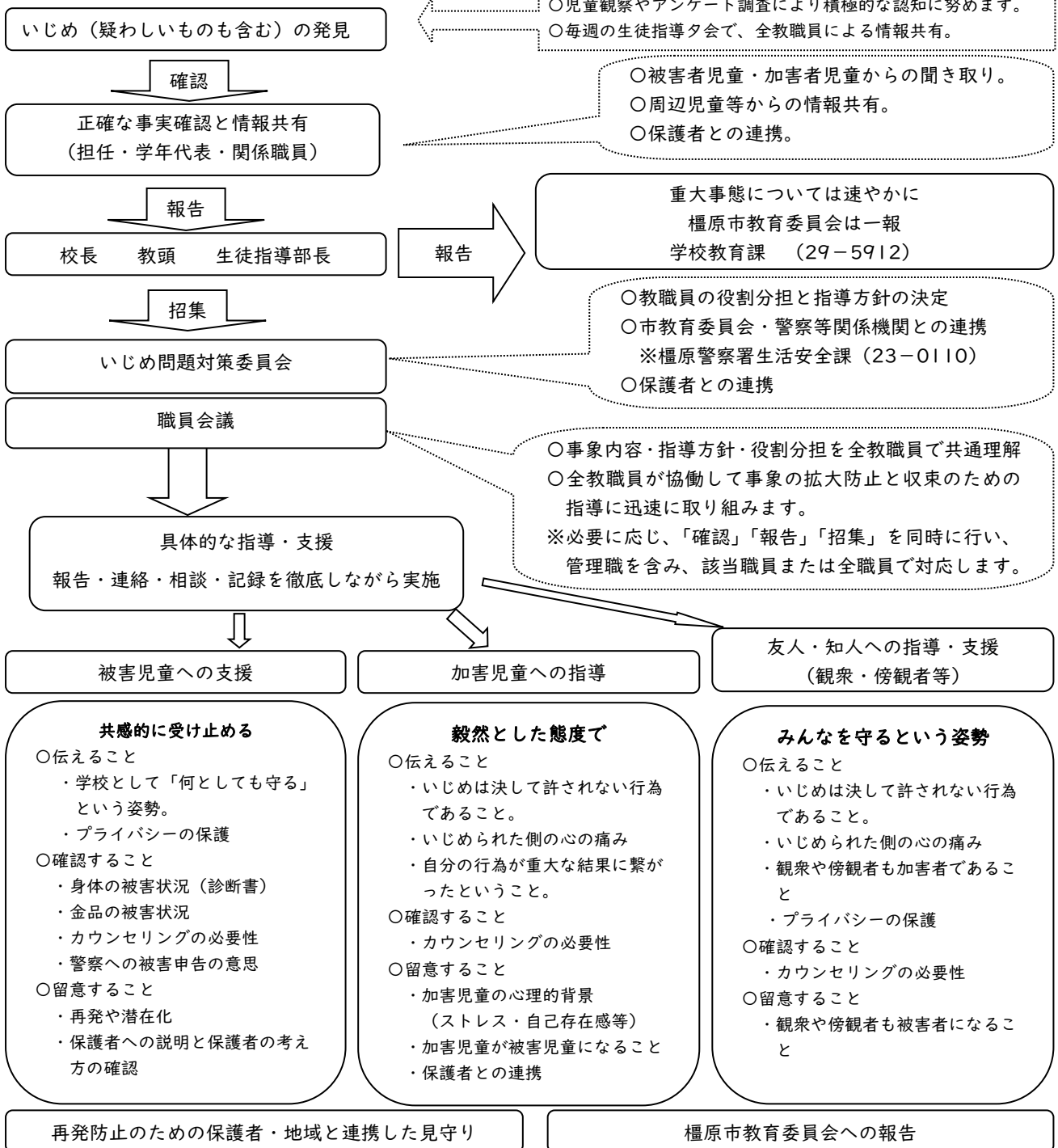
### 【いじめ問題対策委員会】

校長・教頭・教務・生徒指導部長・人権教育部長  
学年代表・特別支援コーディネーター・養護教諭

※必要に応じて臨床心理士等の外部の専門家の参加を要請します。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

### 【組織対応の流れ】



### 重大事態への対応

- ・速やかに檀原市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡、連携します。
- ・檀原市教育委員会支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応し迅速な事案解決に努めます。
- ・被害児童が一日も早く、落ち着いた学校生活に復帰できるよう努めます。
- ・事実をしっかり向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

### (2) 重大事態への対処

- ・重大事態と考えられる事案が発生した際には、速やかに檀原市教育委員会に報告するとともに、各関係機関とも連携し、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たります。事態によっては、檀原市及び檀原市教育委員会が重大事態を調査するために設置する「いじめ防止対策会議」等への積極的な資料提供に協力し、事態の速やかな解決に向けて対応します。
- ・被害児童から事情や心情を十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行い、事実関係を明らかにします。その際、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行います。また、被害児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活の復帰の支援や学習支援を行います。
- ・調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させるよう指導します。その際、その保護者の協力を求めながら行います。
- ・調査により明らかになった事実関係について、被害児童やその保護者に対して説明します。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・事実にはっきりと向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。
- ・調査結果を公表する場合は、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認の上で対応する。

## 6 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見を広く聴取することに留意し、保護者・地域との信頼関係を築いていきます。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行います。